

(平成23年3月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

7 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 5 件

旭川国民年金 事案559（事案273の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの期間及び48年8月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月から48年3月まで
② 昭和48年8月から49年3月まで

平成21年2月5日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については、記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、申立期間の国民年金保険料は、昭和50年頃に、私が夫婦二人分の保険料5、6万円を、A市役所の2階で現金で納めたことを思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、申立人は、昭和50年から54年の間頃に、A市役所の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を婚姻した45年3月分から納付書により一括納付したと主張しているが、申立人の記憶する保険料の納付時期、納付金額等が曖昧である上、申立期間①及び②の保険料は、申立人が保険料を納付したとする時点では、特例納付による納付方法でなければ納付することができないが、申立人が保険料を納付したとするA市役所では、特例納付による保険料は納付することができなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、昭和50年頃に、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料5、6万円を、A市役所の2階で現金で納めたことを思い出したとして、再申立てが行われているが、申立人が保険料を納付したとする時点では、申立期間①及び②の保険料は、特例納付及び過年度納付による納付方法でなければ納付することができないところ、同市では、現年度

保険料は収納できたものの、特例納付及び過年度納付による保険料は収納できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人は、申立人が納付したとする夫婦二人分の国民年金保険料額の根拠について、「A市役所に昭和45年から48年までの国民年金保険料を納付した場合の金額を聞いた。」、「実際の金額は覚えていない。」と述べている上、申立人の主張する納付金額と実際に納付した場合の金額は一致しない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川国民年金 事案560（事案274の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月から48年3月まで

平成21年2月5日付けで、年金記録確認旭川地方第三者委員会から、申立期間については、記録の訂正は不要との通知を受け取ったが、申立期間の国民年金保険料は、昭和50年頃に、妻が夫婦二人分の保険料5、6万円を、A市役所の2階で現金で納めたことを思い出したので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、申立人の妻が、昭和50年から54年の間頃に、A市役所の窓口で、夫婦二人分の国民年金保険料を婚姻した45年3月分から納付書により一括納付したと主張しているが、妻の記憶する保険料の納付時期、納付金額等が曖昧である上、申立期間の保険料は、妻が保険料を納付したとする時点では、特例納付による納付方法でなければ納付することができないが、妻が保険料を納付したとするA市役所では、特例納付による保険料は納付することができなかったこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

当初の決定後に、申立人から、昭和50年頃に、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料5、6万円を、A市役所の2階で現金で納めたことを思い出したとして、再申立てが行われているが、妻が保険料を納付したとする時点では、申立期間の保険料は、特例納付及び過年度納付による納付方法でなければ納付することができないところ、同市では、現年度保険料は収納できたものの、特例納付及び過年度納付による保険料は収納できないことから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、自身が納付したとする夫婦二人分の国民年金保険料額の根拠について、「A市役所に昭和45年から48年までの国民年金保険料を納付した場合の金額を聞いた。」、「実際の金額は覚えていない。」と述べている上、妻の主張する納付金額と実際に納付した場合の金額は一致しない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 706

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 5 月 2 日から同年 11 月 18 日まで

A株式会社では、厚生年金保険に加入していた前職の会社と同じ条件での勤務内容だったので、厚生年金保険に加入していないことはないと確信している。今から3、4年前に社会保険事務所(当時)から電話があり、職歴確認を受けた。その際に「A」という名称を聞いたので、申立期間も厚生年金保険の加入期間だと思っていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び雇用保険の加入記録(昭和 58 年 5 月 2 日取得から同年 11 月 18 日離職まで)から、申立人が、申立期間においてA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立期間当時、申立人が勤務していたA株式会社の作業事務所の責任者は、「高架橋工事のため、現場近くに作業事務所を設けることになり、新聞等でB業務を行う人を募集し、申立人を採用した。一時採用であり、雇用形態は今でいうところの、パート従業員としての雇用であったので、厚生年金保険を掛けていたかは疑問である。」と回答しており、同社の本社勤務であった従業員からは、「申立人のことをはっきりとは覚えていないが、現場の作業事務所ごとに雇用した人であれば、厚生年金保険は掛けていなかったと思う。」との回答を得ている。

また、申立人と同じ作業事務所に勤務していた同僚4人(前述の責任者を含む)については、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において厚生年金保険の加入記録が確認できるところ、このうち一人の回答から、同作業所で勤務していた者のうち、申立人以外の4人は正社員だったと推認され

ることから、同社においては、雇用形態により厚生年金保険に加入させる取扱いが異なっていたものと考えられる。

さらに、申立期間当時の事務担当者からは証言を得ることができない上、当時の事業主は、「現場単位で採用する従業員の社会保険の取扱いについては、記憶が無い。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の適用状況に関する証言等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月1日から61年5月1日まで
数回の転勤等で当時の資料は残っていないが、A学校で期限付きのB担当として勤務し、厚生年金保険料を支払っていたと記憶している。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C庁D局E課より提供された申立人に係る人事記録カードの履歴欄の記載（昭和60年8月16日から61年3月31日まで、A学校、B担当）から、申立人は申立期間のうち、昭和60年9月1日から61年3月31日までの期間において、同事業所にB担当として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A学校が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和63年11月4日であり、これより前の期間において、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない。

また、オンライン記録において、申立人が、申立人と同じB担当として記憶している同僚は特定できず、申立期間当時の学校長も、居所不明であることから証言等を得ることはできない上、A学校は既に適用事業所ではなくなっており、C庁D局E課からは、「A学校は、既に廃校となっているため照会できないが、当時、県立学校の場合、社会保険関係は各校に任せていたため書類等は無い。」との回答を得ていることから、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 708

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から 46 年 12 月 1 日まで
昭和 34 年から A 株式会社の B 担当として、C という事業所に派遣され 46 年 11 月まで仕事をしていた。

同じ頃、A 株式会社に勤めていた同僚の年金記録には、同社の厚生年金保険の記録が載っていた。

私と一緒に C 事業所で仕事をしていた同僚は亡くなっており、厚生年金保険の加入状況については分からない状態であるが、元夫が A 株式会社と一緒に勤めていて、社会保険関係の事務をしていた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 株式会社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人は、「昭和 34 年から A 株式会社の B 担当として、C 事業所にて仕事をしていた。」と主張し、一緒に C 事業所で仕事していた同僚の名字を挙げているが、A 株式会社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録において、申立人が挙げた名字と一致する被保険者の加入記録は確認できない。

また、連絡の取れた同僚は、申立期間当時に A 株式会社の B 担当で、C 事業所で仕事していた申立人の同僚として 4 人の氏名を挙げているが、このうち 3 人については、A 株式会社における厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、D 町が保管している国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によれば、申立人は、申立期間以前の昭和 37 年 4 月 1 日から、申立期間後の 47 年 4 月 1 日までの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料が免除さ

れている記録となっている。

加えて、申立人は、「元夫が、A株式会社と一緒に勤めていて、社会保険関係の事務をしていた。」と主張しているが、申立人の元夫のA株式会社での厚生年金保険の被保険者期間は、昭和43年5月1日取得から同年12月30日喪失までの短期間となっている上、元夫からは証言等を得ることができず、A株式会社からも、「昭和49年以前の関係資料は一切無く、当時の関係者もいないため事情が分からない。」との回答を得ており、申立人に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできないほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所(当時)において申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 31 日から 39 年 1 月 1 日まで
株式会社Aには昭和 28 年から勤務し、途中で株式会社Bに社名変更となったが、43 年 6 月まで継続して勤務し厚生年金保険に加入していたのに、申立期間の加入記録が無く納得できない。
給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務したと主張している。

しかしながら、申立人は、時期は不明であるが、申立事業所と代表取締役が同一人である株式会社Cに同僚と入れ替わりで勤務したと述べているところ、複数の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が申立事業所とは別法人である株式会社Cに勤務していたことが推認できる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和 37 年 1 月 31 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 2 月 12 日に健康保険被保険者証が社会保険事務所（当時）に返納されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時、申立事業所において厚生年金保険の加入記録が確認できる者のうち、申立人を含む 3 人が、同事業所での厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、再度、同事業所において被保険者資格を取得しており、この 3 人全員が、「時期は不明だが株式会社Cに勤務していたことがある。」と証言していることから、申立事業所から株式会社Cに異動する従業員については、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱いとしていたものと

推認できる上、申立人を除く前述の同僚二人からは、厚生年金保険に未加入となっている期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等は得られなかった。

加えて、株式会社Bは、当時の資料等は残っていないと回答しており、当時の代表取締役も既に死亡していることから、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

なお、適用事業所名簿によると、株式会社Cは昭和39年9月1日から41年4月30日までの期間において厚生年金保険の適用事業所となっているものの、申立期間においては適用事業所としての記録は見当たらない上、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前から勤務していたと回答した同僚4人からは、同社が適用事業所となる前の期間に係る給与から、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言及び給与明細書等は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案 710 (事案 184 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 15 日まで
② 昭和 42 年 8 月 15 日から 47 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、A事業所(申立期間①)及びB事業所(申立期間②)で勤務していた期間について脱退手当金が支給された記録になっていることを初めて知った。

B事業所では、私が社会保険の手続をしていたが、脱退手当金制度を知らなかったし、退職する際に自分の脱退手当金の請求手続をした記憶は無いので、申立期間について脱退手当金を受給した記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i)健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す記録があるとともに、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和47年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii)当時の脱退手当金に係る事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされているところ、申立人が現在所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」表示が確認できること、iii)申立人から聴取しても、脱退手当金を請求した記憶が無い旨の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年4月17日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人からは新たな資料等は提出されず、申立人は前回の決定に納得できないことのみをもって再申立てを行っているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。